

ハラスメント相談までの手続き

順序	相談者	ハラスメント防止・対策委員会	ハラスメント相談員
1	委員会へ相談メールを送信してください。 詳しい相談内容は書かなくても結構です。 タイトルは「ハラスメント相談」としてください。 (haras.soudan@isu.ac.jp)		
2		相談者からメール受け取り。 相談者へ相談申込書と書類に付けるパスワード (*****)を送信。	
3	委員会からメールにて相談申込書とパスワードを受け取ります。 相談申込書に内容を詳しく書いてください。		
4	相談申込書にパスワードを付けて委員会へ送信してください。 (haras.soudan@isu.ac.jp)		
5		相談者から相談申込書を受領し、内容を確認。 担当相談員2名の決定。	
6			委員会よりメール(相談申込書)を受領し、面談日程を調整。 委員会へ連絡。
7		相談員より面談日程の連絡を受ける。 相談者へ面談日程の連絡。	
8	委員会からメールにて面談日程の連絡があります。		
9	指定日にハラスメント相談員と面談します。		指定日に相談者と面談。